



- 林業種苗生産事業者講習会の開催（林務課） ..... 16
  - 都市計画法第36条第3項に基づく工事完了公告（北播磨県民局） ..... 16
- 教育委員会公告**
- 落札者等の公示（県立香住高等学校） ..... 16

**告 示**

**兵庫県告示第19号**

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により、医療を担当させる機関を次のとおり指定した。

令和4年1月7日

兵庫県知事 齋藤元彦

指定医療機関

名 称	所在地	指定年月日
芦屋ファミリークリニック	芦屋市公光町9-6 新芦屋ビル1階	令和3年11月1日
東はりま夜間休日応急診療センター	加古川市東神吉町西井ノ口379-1	同
ほなみ歯科	同 市尾上町池田732-1	同
加古川えがお歯科	同 市別府町緑町2 アリオ加古川2階	令和3年12月1日
おかだ消化器・内科クリニック	宝塚市逆瀬川1-2-1 アピア1 4階	同 年10月1日
祥漢堂薬局宝塚店	同 市小浜4-8-34	同 年11月1日
キリン堂薬局宝塚宮の町店	同 市宮の町4-14	同 年12月1日
合同会社ふくろうのめ訪問看護ステーション	同 市中筋山手7-12-18	同
祥漢堂薬局高砂店	高砂市米田町米田925-17	令和3年11月1日
すみれ薬局	同 市中島2-7-46	同
祥漢堂薬局波賀野店	丹波篠山市波賀野新田141-1	同
祥漢堂薬局篠山山口店	同 市大沢1-7-2 エレガンスビル	同
祥漢堂薬局しのめ店	同 市黒岡41-1	同
祥漢堂薬局大沢店	同 市大沢2-1-2	同
祥漢堂薬局にしき店	同 市西谷156-6	同
あい調剤薬局	朝来市和田山町桑原字中井田402	同
祥漢堂薬局和田山店	同 市和田山町枚田岡138-6	同
きまた歯科クリニック	たつの市龍野町中村17-8	同
甘地薬局	神崎郡市川町甘地805-49	同
祥漢堂薬局福崎店	同 郡福崎町福崎新9-3	同



**兵庫県告示第20号**

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した

中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第4項の規定により、次の指定医療機関から名称等の変更、廃止、休止及び再開の届出があった。

令和4年1月7日

兵庫県知事 齋藤元彦

1 名称等の変更の届出があった指定医療機関

名称	所在地	変更内容
みやざきクリニック	三木市大村144-12	名称・開設者名称
いまだ眼科	加西市北条町北条28-1 アスティアかさい2F	開設者名称
アミー訪問看護ステーション	たつの市龍野町富永477-1	所在地
訪問看護ステーションゆあライフ	加古郡播磨町南大中3-2-1-206号	同上
訪問看護リハビリステーションふくさき	神崎郡福崎町南田原1933-1	同上

2 廃止の届出があった指定医療機関

名称	所在地
ノザキクリニック	加古川市別府町別府せいろ978-1
もりすえ眼科	同 市加古川町溝之口701 加古川駅前立体駐車場ビル2階
沢井歯科医院	三田市下相野207-4
西村医院	加西市中野町48-1
祥漢堂薬局にしき店	丹波篠山市西谷字長崎の坪156-6
祥漢堂薬局篠山口店	同 市大沢1-7-2 エレガンスビル
祥漢堂薬局しのめ店	同 市黒岡41-1
祥漢堂薬局大沢店	同 市大沢2-1-2
祥漢堂薬局波賀野店	同 市波賀野新田141-1
祥漢堂薬局和田山店	朝来市和田山町枚田岡字中井田138-6

3 休止の届出があった指定医療機関

名称	所在地
宍粟市国民健康保険発熱者臨時診療所	宍粟市山崎町船元118-1
西村歯科医院	美方郡香美町香住区七日市12-3

4 再開の届出があった指定医療機関

名称	所在地
ハザマ耳鼻咽喉科	芦屋市茶屋之町7-20



兵庫県告示第21号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第51条第1項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第4項の規定により、次の指定医療機関から辞退の届出があった。

令和4年1月7日

兵庫県知事 齋藤元彦

辞退の届出があった指定医療機関

名称	所在地
うえおかクリニック	揖保郡太子町蓮常寺103-1

兵庫県告示第22号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により、居宅介護若しくは居宅介護支援計画の作成、福祉用具の給付、施設介護、介護予防若しくは介護予防支援計画の作成又は介護予防福祉用具の給付を担当する機関を次のとおり指定した。

令和4年1月7日

兵庫県知事 齋藤元彦

指定介護機関

名称	所在地	開設者	開設者所在地	指定年月日
丹波市青垣訪問看護ステーション	丹波市青垣町沢野115	丹波市長	丹波市氷上町成松字甲賀1	令和3年11月1日
トマト指定通所介護センター	たつの市揖保町中臣510	社会福祉法人香南会	高知県香南市赤岡町1160-1	同

兵庫県告示第23号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により、次の指定介護機関から名称等の変更及び廃止の届出があった。

令和4年1月7日

兵庫県知事 齋藤元彦

1 名称等の変更の届出があった指定介護機関

名称	所在地	開設者	開設者所在地	変更内容
訪問介護事業所つぼみ	伊丹市昆陽南4-3-5 ウイズ昆陽ウエスト101	株式会社ヴィンテージ	伊丹市昆陽南4-3-5 ウイズ昆陽ウエスト101	所在地
居宅介護支援事業所ゆずりは	伊丹市中央5-4-9 エクセル中央406号室	株式会社ゆずりは	伊丹市南本町1-2-10	同上
小林地域包括支援センター	宝塚市光明町10-24	社会福祉法人宝塚市社会福祉協議会	宝塚市安倉西2-1-1	同上
アミーヘルパーステーション	たつの市龍野町富永477-1	有限会社アミー	たつの市龍野町富永477-1	同上
アミー訪問看護ステーション	同上	同上	同上	同上

2 廃止の届出があった指定介護機関

名称	所在地	開設者	開設者所在地
アトブライフ伊丹ヘルパー ステーション	伊丹市安堂寺町2-12 植 木ビル102	株式会社アトブライフ	伊丹市安堂寺町2-12
祥漢堂薬局にしき店	丹波篠山市西谷字長崎の坪 156-6	株式会社祥漢堂	大阪市中央区城見1-3-7
祥漢堂薬局大沢店	同 市大沢2-1-2	同 上	同 上
祥漢堂薬局篠山店	同 市大沢1-7-2 エレガンスビル1階	同 上	同 上
祥漢堂薬局しなのめ店	同 市黒岡41-1	同 上	同 上
祥漢堂薬局和田山店	朝来市和田山町枚田岡字中 井田138-6	同 上	同 上

兵庫県告示第24号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条第2項において準用する同法第50条の2及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により、次の指定施術機関から廃止の届出があった。

令和4年1月7日

兵庫県知事 齋藤元彦

廃止の届出があった指定施術機関

施術者の氏名	施術所の名称	施術所の所在地
西 賀 美	ふく整骨院	丹波篠山市黒岡316-10

兵庫県告示第25号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により、次の土地改良区から役員の退任及び就任の届出があった。

令和4年1月7日

兵庫県知事 齋藤元彦

神戸市小寺土地改良区

退任役員

役員区分	氏 名	住 所
理 事	清 水 寛 二	神戸市西区伊川谷町小寺362番地
同	金 月 一 夫	同 市同区伊川谷町小寺283番地
同	金 月 隆 尚	同 市同区伊川谷町小寺213番地
同	金 月 利 信	同 市同区伊川谷町小寺392番地の1
同	金 月 茂 穂	同 市同区伊川谷町小寺378番地
同	金 月 茂 晴	同 市同区伊川谷町小寺518番地
同	定 連 仁	同 市同区伊川谷町小寺16番地の2
監 事	金 月 繁 範	同 市同区伊川谷町小寺317番地の1
同	清 水 貞 治	同 市同区伊川谷町小寺227番地の2

就任役員

役員区分	氏 名	住 所
------	-----	-----

理事	清水 寛 二	神戸市西区伊川谷町小寺362番地
同	金 月 一 夫	同 市同区伊川谷町小寺283番地
同	金 月 隆 尚	同 市同区伊川谷町小寺213番地
同	金 月 利 信	同 市同区伊川谷町小寺392番地の1
同	金 月 茂 穂	同 市同区伊川谷町小寺378番地
同	金 月 茂 晴	同 市同区伊川谷町小寺518番地
同	定 連 仁	同 市同区伊川谷町小寺16番地の2
監事	金 月 繁 範	同 市同区伊川谷町小寺317番地の1
同	清 水 貞 治	同 市同区伊川谷町小寺227番地の2

**神戸市養田土地改良区**

退任役員

役員の区分

	氏 名	住 所
理事	竹 内 勇	神戸市西区押部谷町養田587番地
同	森 岡 孝 文	同 市同区押部谷町養田306番地
同	森 岡 真 巳	同 市同区押部谷町養田180番地の3
同	森 岡 美 治	同 市同区押部谷町養田430番地
同	寺 本 浩	同 市同区押部谷町養田573番地の1
同	笹 川 章	同 市同区平野町堅田367番地
同	高 塚 雅 弘	同 市同区押部谷町和田333番地
同	善 本 六 男	同 市同区押部谷町養田35番地
同	森 岡 康 博	同 市同区押部谷町養田522番地
監事	森 岡 達 吉	同 市同区押部谷町養田199番地の1
同	石 垣 重 信	同 市同区押部谷町和田194番地
同	山 本 正登司	同 市同区押部谷町養田601番地

就任役員

役員の区分

	氏 名	住 所
理事	森 岡 真 巳	神戸市西区押部谷町養田180番地の3
同	山 本 勝 好	同 市同区押部谷町養田596番地の2
同	山 本 登	同 市同区押部谷町養田601番地
同	森 岡 康 博	同 市同区押部谷町養田522番地
同	瓜 生 義 春	同 市同区押部谷町養田312番地
同	高 塚 雅 弘	同 市同区押部谷町和田333番地
同	竹 内 勇	同 市同区押部谷町養田587番地
同	森 岡 美 治	同 市同区押部谷町養田430番地
同	笹 川 正 樹	同 市同区平野町堅田367番地
監事	森 岡 達 吉	同 市同区押部谷町養田199番地の1
同	辻 本 哲 男	同 市同区押部谷町養田580番地
同	石 垣 重 信	同 市同区押部谷町和田194番地



**兵庫県告示第26号**

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により、次の土地改良区から役員の新任の届出があった。

令和4年1月7日

兵庫県知事 齋 藤 元 彦

**上福田土地改良区**

退任役員

役員の区分

	氏 名	住 所
監事	大 熊 昭	加東市木梨52番地2
同	杉 本 孝 良	同 市藤田367番地
同	末 廣 一 己	同 市上三草44番地

兵庫県告示第27号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第68条第4項において準用する同法第18条第17項の規定により、次の土地改良区から清算人の退任の届出があった。

令和4年1月7日

兵庫県知事 齋藤元彦

上福田土地改良区

氏 名	住 所
依藤幹男	加東市上中389番地
森本義隆	同 市上中370番地1
岸本光男	同 市梶原179番地1
宮田悦男	同 市梶原238番地
西山英和	同 市上三草491番地
森本晃一	同 市下三草368番地
森本善明	同 市下三草41番地
臼井敏行	同 市木梨673番地
臼井浩三	同 市木梨672番地
木田郁夫	同 市木梨759番地
桐藤康彦	同 市木梨34番地
石古武宏	同 市藤田436番地
小西正男	同 市藤田263番地
玉井久成	同 市藤田271番地
玉井信寛	同 市藤田241番地1
西山正己	同 市上三草665番地

兵庫県告示第28号

家畜改良増殖法（昭和25年法律第209号）第4条第1項の規定による種畜証明書が次のとおり交付された。

令和4年1月7日

兵庫県知事 齋藤元彦

飼養者の住所及び氏名又は名称	種類	品 種	名 前
加西市別府町南ノ岡甲1533 県立農林水産技術総合センター 畜産技術センター	牛	黒毛和種	宮菊城、茂和美波、茂郷波、藤彦土井、忠清土井、 悠森土井、悠松土井
朝来市和田山町安井123 県立農林水産技術総合センター 北部農業技術センター	牛	黒毛和種	照立土井、丸春土井、照和土井、奥虎、丸若土井、 忠味土井、山伸土井、茂錦波、喜平、山長土井、 喜貴、丸彩土井、悠哲土井、北菊奥、村岡土井、 菊卓丸、茂貴波、北義姫、阿津里土井、忠正土井、 杉広土井、立力土井、虎靖、悠前土井、藤利土井、 北虎直、悠温土井、悠竜土井、茂田波、北菊栄、 北喜奥、春仲土井

兵庫県告示第29号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のように保安林の指定をする予定である。

令和4年1月7日

兵庫県知事 齋藤元彦

- 1 保安林予定森林の所在場所  
神崎郡福崎町東田原字北浦谷乙1599の10（次の図に示す部分に限る。）
- 2 指定の目的  
土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法
    - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
    - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種  
次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を兵庫県農政環境部農林水産局豊かな森づくり課、中播磨県民センター姫路農林水産振興事務所及び神崎郡福崎町役場に備え置いて縦覧に供する。）



**兵庫県告示第30号**

瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和48年法律第110号）第5条第1項の規定により許可申請があった特定施設の設置の概要は、次のとおりである。

なお、この特定施設を設置することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づく事前評価に関する事項を記載した書面を次のとおり縦覧に供する。

令和4年1月7日

兵庫県知事 齋藤元彦

1 申請の概要

- (1) 申請者の氏名又は名称及び住所並びに代表者又は代理人の氏名  
川崎重工業株式会社播磨工場  
加古郡播磨町新島8番地  
播磨工場事務所長 服部修三
- (2) 工場又は事業場の名称及び所在地  
川崎重工業株式会社播磨工場  
加古郡播磨町新島8番地
- (3) 特定施設に関する事項

種	類	74号 特定事業場から排出される水の処理施設	
能	力	970m <sup>3</sup> /日	
工 事 着 手 予 定 年 月 日		既設	
工 事 完 成 予 定 年 月 日		既設	
使 用 開 始 予 定 年 月 日		許可後	
使用時間の間隔及び1日当たりの使用時間		24時間連続	
使用時間の季節的変動の概要		なし	
使用時において当該特定施設から排出される汚水等の汚染状態の通常の値及び	区 分	通常	最大
	水 素 イ オン 濃 度 (水素指数)	5.8~8.6	5.8~8.6
	化 学 的 酸 素 要 求 量 (単位 mg/L)	10	15
	浮 遊 物 質 量 (単位 mg/L)	10	15

最大の値	窒素含有量 (単位 mg/L)	15	25
	リン含有量 (単位 mg/L)	1	1.5
	ノルマルヘキサン抽出物質含有量 (単位 mg/L)	1	1
使用時において当該特定施設から排出される汚水等の量 (単位 m <sup>3</sup> /日)		545	687

備考 分社化に伴い既設施設が特定施設に該当することによる申請であるため、排出水の汚染状態及び量並びに汚濁負荷量に増減はない。

2 縦覧の期間及び場所

- (1) 期間 令和4年1月7日から同月28日まで
- (2) 場所 兵庫県農政環境部環境管理局水大気課及び播磨町すこやか環境グループ



**兵庫県告示第31号**

土壤汚染対策法（平成14年法律第53号）第11条第2項の規定により、形質変更時要届出区域の指定を次のとおり解除する。

令和4年1月7日

兵庫県知事 齋藤元彦

- 1 指定を解除する区域  
平成28年6月17日兵庫県告示第604号により指定した区域（川西市東多田3丁目275番1、275番2、275番3、275番4、275番5の各一部）の一部
- 2 特定有害物質の名称  
クロロエチレン、シス-1,2-ジクロロエチレン、テトラクロロエチレン、トリクロロエチレン及びポリ塩化ビフェニル
- 3 汚染の除去等の措置  
基準不適合土壌の掘削による除去及び原位置浄化



**兵庫県告示第32号**

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、国土交通省近畿地方整備局神戸港湾事務所長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

令和4年1月7日

兵庫県知事 齋藤元彦

- 1 作業種類  
公共測量（航空レーザ測量）
- 2 作業期間  
令和3年11月29日から令和4年2月10日まで
- 3 作業地域  
姫路市網干区網干浜及び広畑区富士町地内



**兵庫県告示第33号**

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、兵庫県知事から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

令和4年1月7日

兵庫県知事 齋藤元彦

- 1 作業種類  
公共測量（3級基準点測量、4級基準点測量及び現地測量）
- 2 作業期間  
令和3年11月16日から令和4年3月25日まで
- 3 作業地域  
相生市矢野町榊地内



**兵庫県告示第34号**

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、兵庫県知事から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

令和4年1月7日

兵庫県知事 齋藤元彦

- 1 作業種類  
公共測量（3級基準点測量及び4級基準点測量）
- 2 作業期間  
令和3年12月6日から令和4年6月30日まで
- 3 作業地域  
新温泉町桧尾地内



**兵庫県告示第35号**

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、兵庫県知事から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

令和4年1月7日

兵庫県知事 齋藤元彦

- 1 作業種類  
公共測量（用地実測図原図作成及び用地平面図作成）
- 2 作業期間  
令和3年11月26日から令和4年3月25日まで
- 3 作業地域  
朝来市多々良木地内



**兵庫県告示第36号**

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、兵庫県知事から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

令和4年1月7日

兵庫県知事 齋藤元彦

- 1 作業種類  
公共測量（用地実測図原図作成及び用地平面図作成）
- 2 作業期間  
令和3年11月29日から令和4年3月25日まで
- 3 作業地域  
朝来市和田山町弥生が丘地内



**兵庫県告示第37号**

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、兵庫県知事から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

令和4年1月7日

兵庫県知事 齋藤元彦

- 1 作業種類  
公共測量（用地実測図原図作成及び用地平面図作成）
- 2 作業期間  
令和3年11月30日から令和4年3月25日まで
- 3 作業地域  
朝来市和田山町栄町地内



**兵庫県告示第38号**

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、兵庫県知事から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

令和4年1月7日

兵庫県知事 齋藤元彦

- 1 作業種類  
公共測量（3級基準点測量、4級基準点測量及び現地測量）
- 2 作業期間  
令和3年11月9日から令和4年2月28日まで
- 3 作業地域  
養父市口米地地内



**兵庫県告示第39号**

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、兵庫県知事から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

令和4年1月7日

兵庫県知事 齋藤元彦

- 1 作業種類  
公共測量（3級基準点測量及び4級基準点測量）
- 2 作業期間  
令和3年11月4日から令和4年3月25日まで
- 3 作業地域  
洲本市安乎町平安浦地内



**兵庫県告示第40号**

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、尼崎市長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

令和4年1月7日

兵庫県知事 齋藤元彦

- 1 作業種類  
公共測量（3級基準点測量）
- 2 作業期間  
令和3年11月15日から令和4年2月28日まで
- 3 作業地域  
尼崎市東園田町三丁目、武庫之荘二丁目及び南七松町一丁目地内



**兵庫県告示第41号**

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、西宮市長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

令和4年1月7日

兵庫県知事 齋藤元彦

- 1 作業種類  
公共測量（4級基準点測量）
- 2 作業期間  
令和3年11月17日から令和4年2月28日まで
- 3 作業地域  
西宮市甲風園三丁目地内



**兵庫県告示第42号**

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、西宮市長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

令和4年1月7日

兵庫県知事 齋藤元彦

- 1 作業種類  
公共測量（空中写真測量）
- 2 作業期間  
令和3年10月12日から令和4年3月31日まで
- 3 作業地域  
西宮市全域



**兵庫県告示第43号**

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、芦屋市長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

令和4年1月7日

兵庫県知事 齋藤元彦

- 1 作業種類  
公共測量（数値写真撮影、写真地図作成及び数値地形図データ更新）
- 2 作業期間  
令和3年12月9日から令和4年3月31日まで
- 3 作業地域  
芦屋市全域



**兵庫県告示第44号**

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、豊岡市長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

令和4年1月7日

兵庫県知事 齋藤元彦

- 1 作業種類  
公共測量（道路台帳図データ更新）
- 2 作業期間  
令和3年11月25日から令和4年3月25日まで
- 3 作業地域  
豊岡市全域



**兵庫県告示第45号**

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、加古川市長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

令和4年1月7日

兵庫県知事 齋藤元彦

- 1 作業種類  
公共測量（道路台帳図データ更新）
- 2 作業期間  
令和3年11月22日から令和4年4月30日まで
- 3 作業地域  
加古川市全域



**兵庫県告示第46号**

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、多可町長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

令和4年1月7日

兵庫県知事 齋藤元彦

- 1 作業種類  
公共測量（デジタル撮影及び写真地図作成）
- 2 作業期間  
令和3年10月8日から令和4年3月25日まで
- 3 作業地域  
多可町全域



**兵庫県告示第47号**

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、国土交通省大阪航空局長から次のとおり公共測量が終了した旨の通知があった。

令和4年1月7日

兵庫県知事 齋藤元彦

- 1 作業種類  
公共測量（3級基準点測量及び4級基準点測量）
- 2 作業期間  
令和3年10月21日から同月23日まで
- 3 作業地域  
南あわじ市福良字岩川甲1521



**兵庫県告示第48号**

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、兵庫県知事から次のとおり公共測量が終了した旨の通知があった。

令和4年1月7日

兵庫県知事 齋藤元彦

- 1 作業種類  
公共測量（2級基準点測量及び4級基準点測量）
- 2 作業期間  
令和3年3月18日から同年11月16日まで
- 3 作業地域  
宍粟市山崎町三谷地内



**兵庫県告示第49号**

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、兵庫県知事から次のとおり公共測量が終了した旨の通知があった。

令和4年1月7日

兵庫県知事 齋藤元彦

- 1 作業種類  
公共測量（2級基準点測量、4級基準点測量及び現地測量）
- 2 作業期間  
令和3年4月13日から同年10月12日まで
- 3 作業地域  
豊岡市出石町福住地内



**兵庫県告示第50号**

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、兵庫県知事から次のとおり公共測量が終了した旨の通知があった。

令和4年1月7日

兵庫県知事 齋藤元彦

- 1 作業種類  
公共測量（2級基準点測量、4級基準点測量及び地形測量）
- 2 作業期間  
令和3年5月31日から同年10月29日まで
- 3 作業地域  
香美町熊波地内



**兵庫県告示第51号**

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、尼崎市長から次のとおり公共測量が終了した旨の通知があった。

令和4年1月7日

兵庫県知事 齋藤元彦

- 1 作業種類  
公共測量（1級基準点測量及び4級基準点測量）
- 2 作業期間  
令和3年7月19日から同年11月11日まで
- 3 作業地域  
尼崎市西昆陽地内



**兵庫県告示第52号**

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、加古川市長から次のとおり公共測量が終了した旨の通知があった。

令和4年1月7日

兵庫県知事 齋藤元彦

- 1 作業種類  
公共測量（道路台帳図データ更新）
- 2 作業期間  
令和2年12月23日から令和3年4月30日まで
- 3 作業地域  
加古川市全域



**兵庫県告示第53号**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第62条第1項の規定により、東播都市計画道路事業の事業計画の認可の告示（令和3年近畿地方整備局告示第202号）があったので、同法第66条の規定により、次のとおり公告する。

令和4年1月7日

兵庫県知事 齋藤元彦

- 1 都市計画事業の種類及び名称  
東播都市計画道路事業  
3.4.3号国道2号線
- 2 施行者の名称  
兵庫県
- 3 事務所の所在地  
神戸市中央区下山手通5丁目10番1号
- 4 事業地
  - (1) 収用の部分  
兵庫県加古川市加古川町平野字中ノ橋、字道津川、字トノ南及び字分木並びに加古川町平野並びに加古川町溝之口字分木並びに加古川町溝之口並びに加古川町栗津字天神ノ木及び字北浦並びに加古川町寺家町字天神木、字南五反田、字東長はゑ、字南裏及び字西長はゑ地内
  - (2) 使用の部分  
なし



**兵庫県告示第54号**

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の規定により、昭和57年兵庫県告示第2265号（急傾斜地崩壊危険区域の指定）で指定した急傾斜地崩壊危険区域に次の区域を加える。  
なお、その関係図面は、神戸県民センター神戸土木事務所及び神戸市役所に備え置いて縦覧に供する。  
令和4年1月7日

兵庫県知事 齋藤元彦

指定区域

区域名	市郡名	区町名	町大字名	小字名	地番
熊内(3)	神戸市	中央区	熊内町九丁目		1番29、1番37、1番38、132番10



**兵庫県告示第55号**

土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第29条第1項の規定により、赤穂市浜市土地区画整理組合から次のとおり理事の氏名等の届出があった。  
令和4年1月7日

兵庫県知事 齋藤元彦

- 1 組合の名称及び事務所の所在地並びに設立認可の年月日  
組 合 の 名 称 赤穂市浜市土地区画整理組合  
事務所の所在地 赤穂市加里屋81番地（赤穂市役所内）  
設立認可の年月日 平成18年10月2日
- 2 届出の内容
 

	氏 名	住 所
理 事 長	上 田 秀 雄	赤穂市浜市298番地1
副理事長	前 田 恒 雄	同 市浜市270番地2
理 事	大 田 茂	同 市浜市451番地
同	久 保 利 幸	同 市浜市596番地1
同	寺 下 勉	同 市浜市446番地2
同	西 山 和 志	同 市浜市208番地6
同	藤 本 大 祐	同 市惣門町51番地15
同	道 脇 博 文	神戸市北区鈴蘭台南町2丁目1番12—202号

公 告

**林業種苗生産事業者講習会の開催**

林業種苗法（昭和45年法律第89号）第11条第1項の規定により、林業種苗生産事業者講習会を次のとおり開催する。

令和4年1月7日

兵庫県知事 齋藤元彦

1 開催の日時及び場所

- (1) 日時 令和4年2月9日（水）午前10時から午後5時まで
- (2) 場所 宍粟市山崎町五十波430 兵庫県立農林水産技術総合センター森林林業技術センター講堂

2 講習内容及び講習時間

- (1) 種苗に関する法令 2時間
- (2) 種苗の産地及び系統に関する事項 2時間
- (3) 種苗の生産技術に関する事項 2時間

3 講習対象者

県内に住所を有する者で、林業種苗生産事業者の登録を受けようとする者又はその従事者

4 受講手続

(1) 提出書類

林業種苗生産事業者講習会申込書

申込書は、兵庫県農政環境部農林水産局林務課及び各県民局又は各県民センター農林（水産）振興事務所（ただし、阪神南県民センターにあっては、阪神北県民局阪神農林振興事務所）において配布する。

(2) 提出期間

令和4年1月7日（金）から同月28日（金）まで

なお、郵送の場合は、令和4年1月28日（金）までの消印のあるものに限り受け付ける。

(3) 提出先

住所地を管轄する各県民局又は各県民センター農林（水産）振興事務所（ただし、阪神南県民センターにあっては、阪神北県民局阪神農林振興事務所）

(4) 講習手数料

14,000円相当額の兵庫県収入証紙を林業種苗生産事業者講習会申込書に貼り付けること。



**都市計画法第36条第3項に基づく工事完了公告**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定による許可に係る次の開発行為に関する工事は、完了した。

令和4年1月7日

兵庫県知事 齋藤元彦

1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

三木市福井三丁目1589番2の一部、1589番3、1589番4、1596番2

2 開発許可を受けた者の住所及び氏名又は名称

三木市別所町朝日ヶ丘35番地の26

株式会社大林設備工業 代表取締役 大林 憲吉

3 許可年月日及び許可番号

令和2年12月25日

兵庫県指令北播（加土）（建）第1-17号（2三木）

**教育委員会公告**

**落札者等の公示**

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達の落札者等について、次のとおり公示する。

令和4年1月7日

契約担当者

兵庫県立香住高等学校長 榮羽 勝

1 落札に係る調達物品及び数量

- 兵庫県立香住高等学校レーダー・シミュレーター（設置工事） 一式
- 2 契約に関する事務を担当するかいの名称及び所在地  
兵庫県立香住高等学校 美方郡香美町香住区矢田40-1
  - 3 落札者を決定した日  
令和3年12月17日
  - 4 契約の相手方等の名称及び住所  
フルノ関西販売株式会社 神戸市中央区港島南町1-5-2 神戸キメックセンタービル4F
  - 5 落札金額  
43,780,000円
  - 6 契約の相手方を決定した手続  
一般競争入札
  - 7 入札公告をした日  
令和3年12月3日